

文化芸術・観光融合促進事業費補助金の事業実施に伴う消費税仕入控除税額の確認

1. 仕入税額控除とは

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は、ものやサービスの取引に対して課される税金で、生産・流通の各段階で二重、三重に消費税等が累積しないよう、仕入れに係る消費税額を控除する仕組みです。

消費税等の仕入税額控除は、免税事業者等の仕入控除の対象とならない事業者でない限り、課税対象消費税等税額（預かり消費税等）から期間中に支払った消費税等（支払い消費税等）を消費税等の確定申告により控除できる制度です。

（例）小売業者売上：100,000円 消費税：10,000円
仕入：70,000円 7,000円

消費税納付額＝課税売上の消費税額－課税仕入れ消費税額
3,000円 10,000円 — 7,000円

2. 補助金にかかる消費税の仕入れ控除とは

補助金収入は、不課税取引となり、税法上消費税の課税対象外となります。

例えば、Aホテルが音楽家5名に各5万円（計25万円税込）の出演料でイベントを実施した場合、全額控除が可能な課税事業者であれば、仕入控除税額は22,727円となります。

一方で、同イベントを文化芸術・観光融合促進事業費補助金を利用して実施した場合、補助事業に要した経費の消費税等についても、課税仕入れに対して支払った消費税等として控除することが可能なため、補助対象経費にかかる消費税等が補助事業者に滞留し（補助金は不課税のため22,727円を納税することはないので）、結果として事業者の利益となることは、補助金制度の趣旨から適当とはいえないため、返還が必要となります。

3. 返還が必要な場合

下記以外の場合は補助金の返還が必要

①免税事業者：

課税期間の標準期間中の課税売上高（税抜き売上額）が1,000万円以下

（個人事業者：その年の前々年、法人：その事業年度の前々年度）

②簡易課税方式での申告

③公益法人等で特定収入割合が5%を超えている場合

④個別対応方式により、補助対象経費にかかる消費税を非課税売上対応する者のみとして申告している事業者

⑤補助対象経費が非課税仕入及び不課税仕入（人件費等）のみの事業者

⑥消費税を補助対象経費として申請していない事業者

⇒返還金が生じないように、課税事業者は予め消費税を補助対象経費から除外して申請または報告をお願いします。